

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和5年度第1回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	令和6年1月30日(火) 午前10時00分～午後0時00分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟2階 第3委員会室
4. 出席者氏名	(委 員) 岩崎恭彦(会長)、水谷勝美(会長代理)、高畑明弘、山本清己、伊藤暁広、庄司愛、先浦宏紀、砂子美由紀 (事務局) 市長 竹上真人(冒頭のみ出席)、総務部長 池田 肇、職員課長 上西伸幸、財務課長 中尾珠巳、職員課給与厚生係長 高山剛将、職員課給与厚生係 宮間知里
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	1人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TEL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

### 事項

1. 委嘱状交付
2. 自己紹介
3. 会長選任
4. 諮問
5. 議事  
議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について
6. その他

### 議事録

別紙

## 令和5年度第1回特別職報酬等審議会議事録

令和6年1月30日 午前10時00分  
市役所議会棟2階第3委員会室

【出席委員】岩崎会長、水谷会長代理、高畑委員、山本委員、伊藤委員、庄司委員、先浦委員、砂子委員

【事務局】竹上市長（冒頭のみ出席）、池田総務部長、上西職員課長、中尾財務課長、高山給与厚生係長、宮間係員

### 【議事録】

（事務局：上西）本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから令和5年度第1回松阪市特別職報酬等審議会を開催いたします。開催に先立ちまして、竹上市長より、皆様方に委嘱辞令を交付させていただきますので、自席でお受け取りいただきますようよろしくお願いいたします。

（市長から委嘱状授与）

（事務局：上西）では、竹上市長から皆様方に一言、開催にあたりましてご挨拶を申し上げます。

（市長）それでは、改めまして皆様おはようございます。本日はご多用のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様方には本職をお引き受けいただきありがとうございます。特別職報酬等審議会でございますが、市長、副市長、教育長、そして市議会議員、いわゆる特別公務員の給料や報酬を審議するための委員会でございます。特に今回は、去年の人事院勧告において、若手職員の給料が相当上がった。この春闘に向けてさらに上がるという動きがある。市議会においては、住民自治協議会連合会から定数に関する意見を受けている状況にもある。定数は少し減らし、その分報酬を引き上げてはどうかという内容。本審議会では定数に言及することはないと思いますが、こういった情勢が変化していく中で、特別職の給料は自分達で決められないので、第三者に検討してもらわなきゃならないということでございます。

過去には、議員の報酬については審議しない時期もあったのです。今は毎回、特別職報酬等審議会を開くたびに、議員報酬についてここで議論をされますか、という問いかけをして、今回も一緒に議論してくださいというやりとりをして、議会のほうもここに委ねているという状況ですのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

各界の代表にお集まりいただき、こうして審議会が開催できました。関連なご議論をお願いいたしまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局：上西）続きまして、本日が初めての審議会でございますので、委員の皆様のご自己紹介をお願いしたいと思います。お手元の名簿順ということで、岩崎委員からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（委員自己紹介）

(事務局：上西) 続きまして、事務局等の紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

(事務局：上西) 続きまして、本審議会条例第4条に基づきまして、審議会の会長を互選により選任いただきたいと存じますが、会長の選任につきまして、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

(委員) 岩崎委員にお願いしてはいかがでしょうか。

(事務局：上西) 今、岩崎委員に、というご提案をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

異議なしの声あり

(事務局：上西) ありがとうございます。それでは岩崎委員におかれましては、会長席へご移動いただきたいと思います。本審議会条例第4条第3項の規定に基づき、岩崎会長から会長代理のご指名を頂戴いたしたいと思います。

(会長) それでは、昨年度に引き続き、委員にご助力いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局：上西) ありがとうございます。それでは市長から会長に諮問書を手渡させていただきます。会長は御起立をお願いします。

(市長) 松阪市特別職報酬等審議会会長 岩崎恭彦様。

特別職の報酬等の額について(諮問)。議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について御検討をお願いいたしたく、松阪市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局：上西) ありがとうございます。市長はこの後、別の公務が控えておりますので、ここで退席をさせていただきます。御了承をお願い申し上げます。

竹上市長退出

(事務局：上西) 本日の出席委員は8名中8名で、全委員の出席がございますので、本審議会条例第5条第2項の規定により、本会議が成立していることを報告いたします。

それでは岩崎会長に、この後議事の進行をお願いいたします。

(会長) それでは皆様、改めましてよろしくお願いいたします。ただいま会長を仰せつかりました岩崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今年度は、先ほどの市長のご挨拶にもありましたように民間企業での大幅な給与の上昇であるとか、それを踏まえた人事院勧告での大幅な引上げ勧告ですとか、こうしたことを踏まえて真摯な議論をいただく必要があると考えています。委員の皆様か

ら多様なご意見をいただき、その取りまとめに努めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、議事に入りたいと思います。第1に、事務局から資料の説明をお願いいたします。

(事務局：上西) 説明に入る前に少しお願いをさせていただきます。審議の内容については、議事録作成のために録音をさせていただきます。また、本審議会は以前から公開とさせていただいておりまして、開催に当たりましては、希望される市民の方に傍聴を許可しておりますので、御了承ください。また多くの幅広い意見を取り込むこととしたいことから、議事運営をお願いしております会長も一委員としてご意見を賜りたいと思いますので、他の委員のご理解をお願いいたします。

それでは、資料について担当よりご説明申し上げます。

(事務局：高山) それでは、資料につきましてご説明申し上げます。委員の皆様には事前に配付をさせていただきます、すでにお目通しいただいていることと思いますので、簡単に説明をさせていただきます。また、本日、追加資料としまして、「市町別にみた市町民経済計算の概況」という資料をお手元にお配りさせていただいております。

それではまず、資料1についてご説明させていただきます。1 ページ・2 ページは県内各市及び類似団と人口や世帯数、財政状況等を比較した表でございます。類似団体といいますのは、人口と産業構造により類似する都市を総務省においてグループ分けしたもので、松阪市とおなじ類型区分に分類された県外 15 団体を掲載しております。なお、県内では鈴鹿市も松阪市と同じ類似団体となっております。

3 ページ・4 ページは県内各市及び類似団体の市長・副市長・教育長の給与額の比較になります。一部の各市に記載のある括弧の数字は、市長公約等により減額した後の金額でございます。

5 ページ・6 ページは県内各市及び類似団体の議長・副議長・議員の報酬額の現行及び現行前の状況です。

7 ページ・8 ページは県内各市及び類似団体の議員に対する政務活動費の支給状況です。政務活動費は、報酬以外で議会活動や市政に関する政策調査研究等の活動のために必要な経費として支給される費用のことを言います。

9 ページ・10 ページは県内各市及び類似団体の市長等の月額給与及び年収を順位づけた表で、市長公約等により減額する前の給料月額・期末手当支給率をもとに作成しています。

また、各市の市長等の月額給についての比較をグラフ化したものを 11 ページ・12 ページに、各市の市長等の年収についての比較をグラフ化したものを 13 ページ・14 ページにつけさせていただきましたので、あわせてご参照ください。

15 ページ・16 ページは県内各市及び類似団体の議員報酬の月額及び年収を順位づけた表で、こちらも月額を比較をグラフ化したものを 17 ページ・18 ページに、年収の比較をグラフ化したものを 19 ページ・20 ページにつけさせていただきましたので、あわせてご参照ください。

続きまして、21 ページ・22 ページは、議員の活動状況に関する資料として、令和 4 年における県内各市及び類似団体の本会議や常任委員会などの会議日数や本会議における審議案件数等をまとめたものになります。

23 ページ・24 ページは、これまでの人事院勧告及び松阪市の一般職員の給与改定率の推移と特別職報酬の改正状況を併記したものです。

24 ページの左側の表の一番下の行にありますように、本年度の人事院勧告は、一般職の月例給に関しては平均 1.1%の引上げとなっており、過去に例のないほどの改定率となっております。期末勤勉手当についても 0.1 月分の引上げの勧告となり、支給月数は 4.50 月分となりました。松阪市の一般職員

の給与改定は、この人事院勧告に準拠した形で、昨年12月に改正を行っております。それから左側の表の左から5列目に、指定職の期末勤勉手当の支給月数の推移を記載させていただいております。この指定職とは、一般職の国家公務員のうち、事務次官、外局の長官や官房長など職務や責任の度合いが特に高度な職のことを指します。松阪市の特別職の期末手当は、市長等については一般職の支給月数の水準を参考にしてきておりますが、議員については指定職の支給月数の水準を参考にしてきているところです。

同じページの右側の表のようですが、一番下の行、令和5年1~2月というのが、この報酬審議会における昨年の答申内容ということになります。昨年は、給料・報酬については据置き、期末手当については、市長等が0.05月の引上げ、議員は据置きの答申を出していただいております。

続きまして25ページ・26ページですが、過去の審議会の開催状況と答申状況についての資料です。平成16年以前は旧松阪市の状況でございます。なお、特別職の期末手当につきましては、諮問には含まれておりませんが、本審議会において、改正の有無等の御意見を頂戴いただければと思っております。

続きまして、資料2、資料3ですが、松阪市の財政状況の見通しについて、松阪市中期財政見通しを添付させていただきました。また、資料3は、同じく松阪市の財政状況の、過去の推移に関する資料でございます。これらにつきましては、財政担当者から説明をいたします。

(中尾財務課長)おはようございます。財務課長の中尾と申します。私の方から、資料1「松阪市中期財政見通し」及び資料2「松阪市の財政状況」についてご説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、資料1「松阪市中期財政見通し」をご覧ください。この「中期財政見通し」は、毎年2月下旬に公表をしており、皆様にご覧いただいております資料は、1年前の令和5年2月に策定したものです。現在、令和6年度の当初予算編成中で、委員の皆様にも、まだお示しすることができない状況であることをご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

2ページには、中期財政見通しの策定の目的や期間等を示させていただいております。

3ページには、令和5年度の当初予算を基本に5ページの「策定にあたっての前提条件」に基づきまして昨年策定させていただきました、「松阪市中期財政見通し」でございます。

4ページには、「策定にあたっての前提条件」ですが、各費目算出の考え方を記載させていただいております。下段の財政指標、次の5ページ中央部の市債現在高推移につきましては、この後の資料番号2で詳細を説明させていただきたいと思っております。

6ページには、「財政収支の見通しにおける課題等」について記載をさせていただいております。

それでは、3ページをお願い申し上げます。「松阪市中期財政見通し」でございます。歳入の一般財源につきましては、市税では政府試算による伸びを見込ませていただくとともに、地方交付税につきましては減額となる一方で、その不足分を臨時財政対策債がカバーしている状況です。

また、一般財源の「その他」は、地方譲与税、地方消費税交付金などの各種交付金ですが、伸びを示しているのは、主に地方消費税交付金の増を見込ませていただいております。

国・県支出金につきましては、伸び率はほとんどゼロという形で見込んでおります。扶助費等の歳出の伸びと連動する部分がございますので、その部分については幾ばくか中に入れさせていただいている状況でございます。

次に、市債ですが、これは臨時財政対策債を除き、建設事業に使わせていただいております。市債は、施設や道路等の整備を行うために後年度への負担となる借金です。しかし、将来、便益を受けることとなる世代間の公平の調整、財政負担の平準化という観点等から、一定額の発行が認められているものでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に歳出です。人件費は合併後、職員数の削減に取り組んだ結果、退職職員の推移により若干の増減はありますが、ほぼ横ばいという一定の成果が出た状況でございます。定年延長による措置のため、1年おきに増減を繰り返す動きは、退職金にあたる部分です。

扶助費は、社会保障制度の変化に伴う影響が大きく、子ども子育てや障がい福祉に関連する扶助費の増加などにより、歳出に占める割合は高い状況が続くと考えているところでございます。

公債費は、借金の償還に係るもので、毎年50億円程度が必要となる計算になっております。

投資的経費は、歳入から歳出の公債費、人件費、扶助費といった義務的経費を控除し、経常的に必要な物件費をまとめたその他の経費をさらに控除したうえで計上しております。あくまで道路、橋梁、学校などの建設等の社会資本の整備等に要する経費としております。

下段につきましては、参考として令和5年度の実施計画において各部・各課が計上しました令和6年度以降の投資的経費を仮置きした場合の見通しをお示ししております。

以上、「中期財政見通し」の内容でございます。続きまして資料番号2の「財政状況」についてご説明させていただきます。こちらは、主にこれまでの決算の内容となります。対象とした会計は、全国的な自治体間の比較を行うため、すべて一般会計を包括する普通会計で表しています。

1ページをお願いします。「①決算規模の推移」については、年々拡大をしています。歳出額では平成25年度585.8億円から、令和4年度はコロナウイルス関連及び電気代等燃料費の価格高騰の影響もあり、743.7億円となり、10年間で約158億円増加しています。

2ページをお願いします。「②歳入の推移」について、令和3年度、令和4年度と、合併特例事業債を未来投資基金として活用し、積み立てたことにより、地方債が増加しており5年間で償還することとしております。

3ページ、4ページをお願いします。「③-1、③-2歳出(目的別と性質別)の推移」については、3ページの資料では、少子高齢化やコロナウイルス対策に伴い、社会保障関連で、民生費の扶助費・補助費等が増加しています。

4ページの資料にあります令和3年度・令和4年度の積立金の増加は、さきほど歳入のほうでも触れさせていただきました合併特例事業債を利用し、未来投資基金20億円ずつを積み立てたことによるものです。

5ページをお願いします。「④財政力指数～豊かさの程度～」についてですが、財政力指数は、市の財政状況を表すのによく使われる指標で、計算式としては、普通交付税の計算で用います基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の3か年の平均となっております。この数値が高いほど自主財源が豊かな自治体と判断され、単年度指数で「1」を超える場合は、普通交付税が交付されないということになります。

6ページをお願いします。「⑤経常収支比率～財政構造の弾力性～」についてですが、経常収支比率は、市町村の財政構造の弾力性を評価するために用いられるもので、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費へ、市税・地方交付税を中心とした経常的な一般財源の収入が、どれほど充当されているかを表しているもので、この比率が低いほど、投資的経費等の臨時的経費に財源を回すことができ、財政構造に弾力性があるということを示す指標でございます。

経常収支比率の数値につきましては、左のグラフのとおり、年度により変動していますが、令和4年度は87.0で、令和元年度から公債費の短期償還にかかる分を経常でなく、臨時的支出としていたため、指標が改善していましたが、短期償還が終了したことにより、従前の指標に近づきつつある状況です。

7ページをお願いします。「⑥実質公債費比率～公債費の負荷の程度～」についてですが、実質公債費比率は、自治体に標準的に入ってくる税金や地方交付税のうち、その何%が借金の返済に使われているのかを示す数値となっております。

令和4年度の実質公債費比率は左のグラフのとおり2.0%となっております。これは、平成29年度から3か年の集中投資期間中の借入金償還が終了したことが影響しているものでございます。

8ページをお願いします。「⑦将来負担比率～将来の負債の程度～」についてですが、将来負担比率は、借入金である地方債や、将来支払っていく可能性のある負担額等の、現時点での残高の程度を示します。数値が大きいほど、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。本市は－(ハイフオン)表示で、数値として表れていない状況です。

9ページをお願いします。「⑧基金の状況」ですが、こちらは基金残高についてのグラフでございます。いわゆる貯金ですが、内訳としまして、ある目的を達成するために基金を積み立てている特定目的基金と、公債費として借金の返還に充てる減債基金、それと一般的な貯金である財政調整基金という3つの基金をお示しさせていただいております。特定目的基金の残高が増えておりますのは、合併特例事業債を利用し、未来投資基金として20億円積み立てたことが大きな要因です。

また、財政調整基金につきましては、年度間の一般財源を調整する基金で、年度によって支出が多く必要となるというような時のために、予め基金で調整するための性質のものでございます。右の表の積立金につきましては、未来投資基金の20億の積み立て、財政調整基金の積み立て約10億円、などが主なものとなります。

最後に10ページをお願いします。「⑨市債の状況」ですが、こちらは市債残高についてのグラフとなります。いわゆる借金ですが、年々残高を減らしていく方針としております。令和4年度も令和3年度に引続き、未来投資基金積立のため、合併特例債を利用して基金分を借り入れたため、発行額が増加しています。

以上、松阪市の財政状況を中心とした説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局：高山)引き続き、私のほうから、資料4についてご説明いたします。こちらは、松阪市の令和5年1月から12月までの1年間における、市議会における議員の一般的な活動の内容と本会議や委員会等への出席日数等をまとめさせていただきました。議会だけが議員の活動というわけではございませんし、また議員によってその活動に若干違う部分もあると思いますが、あくまでも一般的な活動ということでご理解ください。

次に資料5ですが、これは全国市議会議長会が毎年調査を行い作成している資料で、この資料は令和4年12月31日現在における全国の815市を対象に議長・副議長・議員の報酬の状況を取りまとめたものです。

2ページ目は報酬額の全国平均、3ページ目は人口段階別の平均報酬月額、4ページ目は東京都23区、政令指定都市を別書きしたものです。5ページ目は人口段階別の最高額・最低額、6ページは東京23区、政令指定都市を別書きしたものになります。

7ページの各委員会委員長職、副委員長職への報酬加算の状況ですが、松阪市ではこれらの委員会の委員長、副委員長への報酬加算は行っておりません。

次に資料6ですが、令和5年の人事院の給与勧告等関係資料等から抜粋した資料で、給与勧告の骨子、及び給与勧告の手順等について図解で示したものを付けさせていただきました。

最初の囲みにありますように、昨年との民間給与との較差は3,869円、率にして0.96%ほど、民間給与のほうが上回ったということで、一般職の月例給を平均で1.1%ほど上げるといふ勧告になっています。ボーナスについても、4.4月から4.5月へ0.1月分引き上げるといふ勧告になっています。

最後のページ「2 給与制度の総合的見直しの概要」ですが、こちらが平成26年の人事院勧告で示された総合的見直しの内容で、松阪市において直近の給料・報酬額の引下げ改定を行った際の根拠となったものでございます。

最後に、本日配付いたしました追加の資料について、ご説明させていただきます。「市町別にみた市町民経済計算の概況」と書かれた資料をご覧ください。三重県が公表している統計資料の一つであります令和2年度の市町民経済計算の報告書から、「市町内総生産」に関するグラフの資料と、「一人当たり市町民所得」に関するグラフの資料のページを抜き出したものでございます。

この資料で留意することは、ここで表されている「数値」は、実際のさまざまな数値の積み上げではなく、三重県が同じく公表している「三重県民経済計算」で推計された県レベルの数値をもとに、さまざまな統計データの数値を基準に「按分方式」により推計したものです。それを踏まえて資料をご覧くださいいただければと存じます。

まず、「1 市町内総生産」です。これは国でいえば GDP、国内総生産に当たるもので、市町内の生産活動によって新たに生み出された付加価値の総額ということになります。グラフをみていただきますと、松阪市は鈴鹿市に次いで県内4番目のところに位置しておりまして、昨年度と同順位となっております。

次に「3 一人当たり市町民所得」です。こちらは、グラフの下の※印にもありますとおり、個人のみの所得ではなく企業の所得も含んだ数値だということを踏まえて、ご覧いただきたいと思っております。こちらでは松阪市は県内13番目のところに位置しており、昨年度より2ランク上がっております。

以上、長くなりましたが、事務局からの説明になります。どうぞよろしくお願いいたします。

(会長) はい。ありがとうございます。本年度の大きなトピックは繰り返し出てきております人事院勧告かと思っております。民間給与の大幅な上昇とそれに連動するような形での引上げ勧告。こうした民間給与の動向ですとか、背景にある経済の動向を踏まえるうえで、まず委員から松阪地域の経済動向についてのご説明を頂いて、そのうえで、委員の皆様からご意見ご発言を賜りたいと存じます。では、委員お願いいたします。

(委員) はい。お手元のカラー刷り資料「三重県経済の現状と見通し」をご覧ください。表題は「三重県経済の現状と見通し」ですが、そのほかに弊社が行いました第55回経営者アンケートの調査結果、および三重県商工会議所連合会の「三重の景況調査」がこの資料に入っております。

まず最初の資料、「三重県経済の現状と見通し」2023年12月末現在で取りまとめたものから、景気動向を見ていきたいと思っております。

まず1ページ目の総括判断というところ、景気の現状として、“一部に弱さがみられるものの、持ち直しの動きがみられる”という判断をしております。主な理由としては、海外経済の減速から企業活動の一部に弱さがみられるものの、個人消費や設備投資は持ち直しているなど、持ち直しの動きがみられる、ということからこういう判断になっております。各部門の基調判断を見ると、その他を除く9項目中、個人消費、観光、企業活動、設備投資、輸出の5項目において、持ち直している若しくは回復に向けた動きというような形で、基本的には回復の基調ということになっています。

1番下の当面の見通しですが、物価高や世界経済の不透明感から、景気持ち直しのテンポは弱まる見通し、という判断をしております。これは、生産活動の回復やインバウンド需要の持ち直しが期待される一方、物価高や欧米の金融引き締め継続など世界経済を巡る不透明感は強いことから、景気持ち直しのテンポは弱まる見通し、という判断をしております。

概ね3か月程度の見通しとなっておりますので、もう少し先の見通しとなると、より不透明感は強くなるというところがございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、弊社が行いました経営者アンケートとなっております。これは企業経営者の景気マインドを見る調査でございまして、2023年8月下旬から9月中旬に実施しました、資本金1億円以下の三重県下法人企業588社の回答結果となっております。ちなみに、松阪市

を含む中勢地域の回答数は122社、割合で20.7%、全体の約1/4という形になっております。

概要版にある下のグラフをご覧くださいと、景況感を示す景気判断 D.I.、端的に言いますと景気が「良い」から「悪い」を引いた値ですが、これは9半期連続のマイナス、いわゆるゼロを下回っている状態となったものの、マイナス幅が縮小し、3半期連続で改善したということです。先行きについても、2023年度下期（10月～3月）は、さらにマイナス幅が縮小し、経営者の景況感は改善する見通しであるという結果になりました。

次に、1ページめくっていただきまして、左の項目の⑥特別調査をご覧ください。2024年問題、いわゆる働き方改革関連法による年間時間外労働時間の上限規制等について、これまで適用除外となっていました建設業や物流企業等においても、次年度以降適用対象となることで、その影響について特別に調査項目を設けて、企業の動向を把握したものです。こちらを見ると、関連する業界に影響が及ぶという結果になっております。

また、⑦経営者の声ということで、現状の景気に対する経営者の生の声を拾っております。価格高騰の影響に関する声、M&Aであるとか廃業に関する声、それから人材不足に関する声、以上3つが企業の生の声として挙がってきているということでございます。

次のページをおめくりいただきますと、三重県商工会議所連合会が取りまとめております、三重の景況という資料ですが、これは、先ほどの景況調査と同じようなところで、小規模企業を対象にされておられる調査の結果を添付しております。令和5年1月～6月という事で、暦年の上半期の結果となりますが、1枚めくっていただきまして、はじめに（総括）というところですが、これは県内12会議所の概況が記載されております。

次のページですが、松阪商工会議所地区（調査対象874事業所）の令和5年1月～6月上半期のD.I.値は、マイナス28.2という事で、前期の40.8から12.6ポイントの大幅な改善になっているということです。

1ページお戻りいただきまして、三重県内の景況を示す指標である現状のD.I.値はマイナス18.2ということで、令和4年下半期に比べて9.9ポイント改善したところです。さきほど、松阪地区のほうは、12.6ポイント改善しているということで、三重県全体と比較して相対的に松阪地区の改善状況のほうが高い、という結果になりました。

以上で、県内及び松阪地域の経済状況についての説明とさせていただきます。

（会長）では、ただ今から委員の皆様にご発言を頂いて参りたいと存じますが、それに先立つ形で、本日、委員が初めてこの審議会に参画いただいておりますので、審議の論点ですとか、検討の視点について、あるいは検討の進め方について確認をさせていただきたいと存じます。

まず、論点についてでございますが、市長からの諮問によりますと、議会議員の報酬の額、それから市長、副市長及び教育長の給料の額についての検討、という形で諮問いただきました。当審議会におきましては、期末手当の支給率についても従来からご審議いただき、答申して取りまとめてまいりました。本年度もご異論がなければ、給料の額、報酬の額に加えて、期末手当の支給率についても皆様からご意見いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

異議なし

（会長）ありがとうございます。では、審議の論点として配っていただいた資料をご覧ください。論点につきましては、3点ございます。第1の論点は、市長、副市長、教育長、これら行政三役の給料の額についてです。第2の論点は、議員の報酬の額についてです。第3の論点といたしまして、市長、副市長、教育長、そして議員の期末手当の支給率についてです。この3点について、引上げが相当か、引

下げが相当か、それとも据置きが相当か、こうした点について、審議会としての意見を取りまとめて参りたいと思います。

検討の視点の一つ目といたしましては、県内各市、そして類似団体と比較した時に報酬の額、給料の額、期末手当の額について、どのように考えるか。先ほど事務局から資料1に基づいて、県内各市、そして類似団体と比較して給料、報酬がどのような水準にあるかということをご説明いただきました。

検討の視点の二つ目といたしましては、市の財政状況ですとか、松阪地域の地域経済の動向との関係でどのように考えるかということがございます。市の財政状況については事務局から、また、地域経済の動向につきましましては、先ほど、委員から貴重なお話を伺ったところです。こうした状況を見据えながら、給料の額、報酬の額、期末手当の支給率について、どのように考えるかということをご検討いただきたいと思います。

そして、三つ目といたしましては、それらに加え、人事院勧告を考慮してどのように考えるかというところです。一般職の職員の方々については、人事院勧告に基づいて決定されていますが、特別職については、この人事院勧告に拘束されるものではありませんが、当審議会の慣例といたしまして、従来から人事院勧告を考慮、参考にしながら、給料の額等について検討いただいて参りました。

これらの論点や検討の視点を踏まえながら、委員の皆様にご検討いただき、ご発言いただいたうえで、答申を取りまとめていきたいと存じます。

次に、検討の進め方ですけれども、3回の審議会の日程を頂いておりますが、従来ですと、第1回目資料に基づく説明、それに対する委員の皆様からの質疑やご意見をいただきながら、現状についての理解を深めていただくという形に留めて参りました。その後、第2回で、給料や報酬の額、期末手当の支給率について引上げ、引下げが望ましいか、それとも据え置きが妥当かという意見を頂いて参りました。それを取りまとめる形で、第3回で答申案についてご審議いただく、これが、従来までの審議の形です。

本年度については、人事院勧告において大幅な引上げ勧告が出されましたので、これを踏まえた検討が必要かと考えます。もしかすると、審議の状況に応じて、第2回に向けた検討材料、資料などを事務局にご用意いただく必要も出てくるかと考えております。

本日の残り時間の余裕にもよりますが、検討の大きな方向性については、本日のうちに委員の皆様からご発言いただいて、そのうえで、第2回に向けて必要があれば、事務局に新たな資料などを用意いただくというように進めてまいりたいと考えています。

それでは、事務局からの資料に基づいた説明ですとか、委員から教えていただいたことなどを踏まえまして、ご意見やご質問など頂いて参りたいと思います。

それでは、委員からお願いいたします。

(委員)事務局の説明や委員のお話などから、今回は(給料や報酬を)引き上げるべきでは。市長については、3期目を迎えられたということで、市民からの信頼も得ている。

(会長)ありがとうございます。続いて委員、いかがでしょうか。

(委員)当日配布資料の「市町別にみた令和2年度市町民経済計算の概況」について、市町内総生産は前年と比較して松阪市の順位は変わっていないが、対前年度増加率は松阪市もマイナスとなっている。一人当たりの市町民所得は前年比で2ランクアップして松阪市は13位との説明だったが、松阪以外の市町がそれ以上に悪かったということか。

(事務局：高山) (市町内総生産と一人当たり市町民所得の算出方法は異なるが) 広い意味ではそう

いうことではないかと思えます。

(会長) ありがとうございます。続いて委員、お願いいたします。

(委員) 資料を見ると、松阪市が他市と比べて低水準であることをいつも感じますし、今回は引き上げるべきかと思えます。他市の審議会の開催状況などが分かれば教えてほしい。

(事務局：高山) 全国の審議会の開催状況や答申の傾向について、インターネットで検索すると、例年に比べて多くの自治体が審議会を開催しているように感じました。答申内容を見ますと、長い間審議会が開催されていなかったことも影響してか、引上げという傾向がそれなりに多いように感じました。議員の報酬については、開催されてこなかった間に定数削減などが行われたため、多様な人材確保を理由としているようなところもありました。

(委員) 議員報酬については、なり手不足という問題も意識していく必要がある中で、今回については、全体的に引上げの傾向がある、というように見てよろしいか。

(事務局：高山) はい。審議会を開催するかどうかの判断は各自治体に委ねられるところですが、例年に比べて多くの自治体が開催しているようです。

(委員) 県内の動向についてはどうか。

(事務局：高山) 現時点では確認しておりません。

(会長) 当審議会においても、例年、県内他市の審議会開催状況であるとか、答申が出ている場合はその内容についても資料として提供いただいていますので、第2回でご用意いただければと思います。先ほど紹介いただいた全国他市の動向についても参考になりえるかと思えますのでご用意いただければと思います。

続いて委員いかがでしょうか。

(委員) 県内の審議会の開催状況等は第2回で情報をいただければ。全国の動向については、人口との関連も見られるとよいかと。人事院勧告の平均改定率について、級ごとに違うのか。

(事務局：高山) ただいまご質問頂いた件は、資料6の2ページ目の、俸給表①行政職俸給表(一)の2つ目をご覧ください。国家公務員一般職の全体の平均改定率は1.1%ですが、級別に見ますと、級が上がるごとに逡減しています。なお、ここでの1級~3級は松阪市で言うところの係員に相当しまして、4級は主任・係長級、5級は課長補佐・主幹級、6級は課長級、7級は次長級、8級は部長級にそれぞれ対応します。今回の人事院勧告は、全ての年代において引上げ改定がなされていますが、若年層や新規採用に手厚くという傾向は前回の人事院勧告と同様です。

(会長) ありがとうございます。続いて委員お願いします。

(委員) 民間企業の動向を受けて人事院勧告の大きな改定があったのだと思います。他市と比較して低い水準にあること、特別職の皆様は常日頃から市政運営に尽力いただいているので、報酬等は引き

上げる方向でよいかと。また、今後のことも考えるなら引上げ幅は控えめにしてもよいかと。

(会長) ありがとうございます。続いて委員お願いできますでしょうか。

(委員) 経済動向について説明しましたが、物価が上がっていく中で、それに見合うよう賃金を引き上げていくというのが民間企業の動向になってきていると思います。また、令和6年度以降も民間企業の賃上げ、ベースアップは行われていくのだろうと推察されます。そうした中、賃金を引き上げて消費につなげ生産活動が活発になっていく、経済の好循環に結び付けていくということは政府も進めているところです。若手職員は人材確保という点で初任給を高めを設定しているのですが、そういう傾向が続くということです。

特別職の報酬等については、松阪市という広域のエリアを行政運営していくという重責からいくと、他市と相対的にみて低いというのは他の委員も含めた共通認識だと思いますので、市(長)の取組であるとかそういったことを見ていく中で、引き上げていく方向でよいのかなと思います。

(会長) では、続いて委員お願いいたします。

(委員) 初めての参加で、民間企業の賃上げという点では、三重県の最低賃金も40円ほど上がり、それに合わせて市内の中小企業も賃金を上げている。特別職の報酬については、(財政)運営上、引上げて影響がないのであれば、他の委員と同様に引き上げてよいと思う。

事前に頂いた資料4の2つ目の資料において、長期欠席等の議員報酬及び期末手当の減額を盛り込んだ条例を可決したとあるが、これは欠席した議員から報酬を返還してもらったということか。

(池田総務部長) 議員から提案があって条例化されたもので、ご病気で欠席されている議員もおられるが、実際には適用されるまでに至っていません。

(会長) 委員の皆様から一通りご発言やご質問をいただきましたが、他の委員のご発言を受けて、さらにご発言などはよろしかったでしょうか。

では、昨年度、答申をまとめた際に今年度以降への申し送りとした事項がいくつかございますので、確認をしながら検討を進めてまいりたいと思います。

ひとつは、市長、副市長、教育長を行政三役として一括りで議論いただいてまいりましたが、それぞれの職務内容や職責に応じた審議のあり方があるのではないかと、というご発言がありまして、事務局で、審議の材料になるようなものがあるのかも含めて検討いただいておりますので、その状況について事務局からご説明いただきたいと思います。

(事務局：高山) 前回、課題として頂きました、副市長、教育長の業績などが分かる資料についてですけれども、結論から申し上げますと、今回それをお示しするのは難しいというのが現状でございます。

まず、勤務形態で申し上げますと、私ども一般職であれば1日あたり7時間45分、週5日勤務、土日は週休日ということが条例で定められておりますが、副市長、教育長については市長と同様に特別職ということもありまして、「常勤」ということ以外、特に定めがなく私ども一般職の勤務形態に合わせる形で週5日勤務していただいているような状況でございます。したがって、出勤日数で言いますと、私どもと同じく年間で240数日ということ、土日などの公務もございまして、市長と比べると

その頻度は格段に少ない状況です。

また、業績というものをどのように考えるかという点につきましても、副市長や教育長は、市長を補佐する形で担当する部局や組織を監督する立場にあるということからその成果が見えにくい状況にございます。事務局といたしましても、何か数値化などできないかということで、例えば所管している部署の数や職員数でありますとか、文書決裁を行った件数をお示しすることも検討しましたが、これらは毎年大きく変わるものではなく、また、副市長にあっては2人制を採っていますので、両副市長の間で格差が生まれるということから、検討材料としては乏しいと判断しました。

市長や議員については選挙によって選ばれるが、副市長や教育長については、市政を良くしていくために、議会の同意のもと市長が任命するという形になっておりますので、市長の評価がそのまま、副市長や教育長の評価と連動するという考えもできるのではないかと思います。他市で開催されている報酬等審議会の答申内容から、副市長や教育長を切り離して議論しているところがないか確認いたしました。今年度の答申からは見受けられませんでした。

ただ、前回のご指摘のとおり、市長との対比という部分でバラツキや較差があるということは十分認識しておりますので、引き続きいい材料がないか模索していきたいと思っております。

(会長) ありがとうございます。引き続き、資料等について検討いただくということで説明いただきました。今年度については、十分に整えられていないというのが現状かなと思います。他市においても、副市長と教育長を別建てにして答申を出しているところは見当たらないということですので、本年度の当審議会に置かしては、市長、副市長、教育長の行政三役については、従来同様、一括りにして皆様からご検討いただき、ご発言いただくという形を採らせていただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

異議なし

(会長) はい、ありがとうございます。検討材料、判断材料については事務局において引き続き検討いただければと思います。

では、他の申し送りについて確認する前に、資料1の23、24ページをご覧ください。昨年度の人事院勧告とそれを参考に審議・答申いただいた等審議会の内容について改めて確認します。令和4年度の国家公務員一般職の月例給の平均改定率は0.3%でしたが、若年層を対象にしたものであって中堅層やベテラン層の引上げはなかったということがあります。これを受けまして本審議会の答申としては、給料・報酬については据置きが妥当であると結論付けました。期末手当につきましても、令和4年度の国家公務員一般職においては0.1月、指定職においては0.05月の引上げ勧告がありました。当審議会では、引上げ幅を合わせる形で行政三役については0.1月、議員については0.05月引き上げたらどうかという意見もございましたが、全体としては年間の支給率に合わせる形で、行政三役については人事院勧告の国家公務員一般職の支給率と同様に年間4.4月、議員については、国家公務員指定職の支給率3.3月に合わせる形で据置きという答申をいただきました。これが昨年度の結論でした。

昨年度の審議経過においては、今年度の審議の背景になるようなところがいくつかありますので、改めて確認します。市長等の給料額については、人口10万人を超える県内他市や類似団体と比較して低水準に位置することは全委員の認識として一致し、この現状については改善の余地があるとする発言も多くの委員からありました。一方で、引上げの根拠となるような積極的な理由に乏しいという慎重な意見もありまして、結論としては据置きとする答申をいただきました。

また、人事院勧告の動向については、国家公務員一般職の平均改定率0.3%引上げが若年層に限られている点を鑑み、据え置くべき、という意見を多くの委員からいただいたことも結論に結び付けてお

ります。

他方で、民間企業の中で賃金引上げの動きがある中、4月時点での官民格差を調査し、反映するという人事院勧告の仕組みから、この結果がこの夏（令和5年）の勧告に表われ、特別職の給料を引き上げる積極的な理由になることを望む意見を複数の委員から頂いたことも記録しています。

このように従来は、なかなか引上げの根拠となるような積極的な理由に乏しいということで、この点については当審議会においても、慎重に議論してきたところですが、今年度は、昨年的人事院勧告の内容を受けての審議が必要になろうかと考えています。

続いて、議員の報酬に関わる部分ですが、議員の報酬水準についても前回の審議の経過には、他市との比較において相対的に低い水準にあるということは全ての委員の共通認識でありましたが、現時点では引き上げる積極的な理由に乏しい点では一致し、今回は据置きが妥当という結論になったという事は先に見たとおりです。また、議員のなり手不足については引き続き注視しましょうということも意見としてありました。

こうして、前回の申し送りとしました、人事院勧告の動向を注視しながら次回、審議を進めていきたいと思いますという事の中、今回、こうして事院勧告が出ましたので、これを受けての審議をお願いしたいと考えております。

昨年の当審議会の結論ですとか審議経過について振り返りましたが、皆様からご質問やご意見はございますか。

意見なし

（会長）ありがとうございます。これを受けて、当審議会の第2回の審議に向けた大きな方向性について、意見を頂きたいと思います。行政三役の給料の額、議員の報酬の額、さらには期末手当について、引上げ、引下げ、据置き、いずれが妥当かという意見を頂きたく、委員からお願いできますでしょうか。

（委員）世の中の情勢からみても引き上げるべきだと思う。ただ、どれだけ引き上げるかということは非常に難しい問題で、人事院勧告によれば、新規採用は金額ベースで12,000円ほど上がっているが、中堅層やベテラン層となれば段々下がり、1,000円程度か。それくらいギャップがあり、平均で1.1%ということです。検討材料の一つとして、仮に給料を1%引き上げるなど人事院勧告に沿った場合に、年収ベースでどれくらい増えるのか試算して提示してもらうことは可能か。

（事務局：高山）次回に向けて、という事でしたら可能です。おっしゃっていただいたように何%上がることで月額と年収がそれぞれいくらになるか、また、他市と比較したグラフなども準備します。

（委員）ぜひお願いします。その際には、他市で引き上げていることなどが事前に分かっていたらそれも反映させてほしい。

（会長）ありがとうございました。委員お願いします。

（委員）引上げということに対して異論はない。引上げ幅については、何か目安になる資料があるとよい。

（会長）ありがとうございます。では、委員お願いします。

(委員) ずっとこの審議会でも引上げの理由がないということは課題感を持ってきている。そういう意味では、今回の人事院勧告は引上げのきっかけになるのかなと思う。係長級(4級)レベルだと0.4%でほとんど上がらない、5級や指定職だと0.3%、100万円なら3,000円になるがそれは果たして意味のある数字になるのか。議員報酬については、定数の問題が絡んでくると思う。生活費や物価高騰も根拠になり得る。

(会長) ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) 毎年となると市民感情というのも考慮すべきですが、これまでも他市より低い水準にあったので、引き上げるのであれば今回のタイミングかなと。

(会長) ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) (給料や報酬の水準が他市と比べて) 相対的に低いということですので、引き上げられるタイミングであれば引き上げたほうがよいと思う。私は四日市に勤務しているので、松阪市の動向は新聞紙上など目に映るところでしか分からないですが、松阪市のフルマラソンや選定療養費の有料化など、コロナ禍が明けて時代が変わりゆく中で、市を活性化しようとか、時代に合った取り組みをしようとする思いが窺え、他市と比べてそういう情報が入ってくる頻度が多いという認識。財政運営も手堅くやっているという上でも引き上げてほしい。

(会長) ありがとうございます。委員お願いします。

(委員) 引上げや金額をいくらにするということは難しいが、10年来改定がなかったことを踏まえると、物価高騰は引上げの理由になり得る。

(会長) ありがとうございます。私も、大きな方向性については、皆様と同様の意見でして、これまで審議会に参画してきて、この低い水準をどうしたらいいか、ということ念頭に審議してきましたので、引き上げるなら今回のタイミングということについては同感です。

ただ、私も含め、委員の皆様が悩んでいるところは、どのくらい引き上げるかということ。引き上げるには、何らかの根拠、理由が必要ですので、どういった根拠づけ、理由づけが可能かというところが難しい議論になるかなと思います。

委員の皆様からも意見いただきましたように、何も資料がないと想像することも難しいので、本日はいただいたご意見ですとか、すでに事務局で調査を進めている全国他市の動向、あるいは県内他市の動向を踏まえて、検討のたたき台になるような案、その案に基づいた金額の試算、その資料を次回までに事務局に用意してもらって、その材料をもとに私たちが検討を進めるということではいかがでしょうか。

異議なし

(会長) ありがとうございます。次回の資料は当日配布になりますでしょうか。可能であれば、事前に委員の皆様に見て頂いて、当日来ていただくというのが望ましいと思いますが、どうでしょうか。

(事務局:高山) 承知しました。メールを通じて事前に資料をお送りします。

(会長) よろしくお願いたします。本日の審議事項は以上ですが、全体を通して委員の皆様からご発言や、資料の要望などありましたら願いたします。

ありがとうございます。では進行を事務局にお返しします。

(事務局:上西) ご議論ありがとうございました。本日、委員の皆様からご要望いただきました資料については、事務局で整理、準備させていただきます。なお、第2回目でございますけれども、2月7日、水曜日、午前10時から、この場所で開催をさせていただきますので、委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、本日はこれにて、審議会を終了させていただきます。

以上